

(第一類 第二号)

第五十八回国会 地方行政委員会議録 第十七号

(一五九)

昭和四十三年四月四日(木曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 吉川 久衛君

理事 大石 八治君

理事 塩川正一郎君

理事 細谷 治嘉君

理事 折小野良一君

青木 正久君

永山 忠則君

太田 一夫君

山本弥之助君

門司 亮君

林 百郎君

出席國務大臣

自治大臣 赤澤 正道君

人事院総裁 佐藤 達夫君

人事院事務総局 細田 吉藏君

自治政務次官 細郷 道一君

出席政府委員

大蔵省主計局主 秋吉 良雄君

官計局長 柳 昭夫君

運輸大臣官房都 柳 昭夫君

市交通課長 山口 真弘君

運輸省鉄道監督 局民營鐵道部長

運輸省自動車局 菅川 薫君

業務部旅客課長 林 忠雄君

自治省行政局行 政課長

専門員 越村安太郎君

本日の会議に付した案件
地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提

第一類第二号 地方行政委員会議録第十七号

出第一号)

○吉川委員長 これより会議を開きます。

内閣提出にかかる地方交付税法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。依田圭五君。

○依田委員 人事院の総裁がお見えでございます

から、今回提案になつております地方交付税法の財政計画の中にある地方公務員関係の給与の問題につきまして、関連して人事院の総裁に御質問申しあげたいと思います。

昨年からこの問題がたいへん議論されまして、特に本年度の予算では総合予算主義をとりまして、新しい制度を発足させたわけあります。

人事委員会は、昭和二十四年ころですか、ともかく発足の当時から一貫して中立の機関として公務員に、当然労働組合として保護されるべきいろいろの権利の代償として、人事委員会が客観的に勧告をしてそれを守つてもらつたうたで、まことに設置をされました官庁であります。今回

総合予算主義に移行いたしましたが、ことしの勧告におきまして、やはり従来どおりの御方針であくまでも人事委員会の設置の趣旨にのつとつた運営を当然お考えになつておると思うわけあります。

○佐藤(達)政府委員 ただいま人事委員会とい

うことはございましたけれども、たぶん人事院

についてのお尋ねであると思いますので、私の所

管事項としてお答えを申し上げたいと思ひます。

人事院の使命についてお触れになりましたこと

は、基本においてまさにそのとおりでございまし

て、私どもとしては中立機関として、しかも人事

から、今回提案になつております地方交付税法の財政計画の中にある地方公務員関係の給与の問題につきまして、関連して人事院の総裁に御質問申しあげたいと思います。

昨年からこの問題がたいへん議論されまして、特に本年度の予算では総合予算主義をとりまして、新しい制度を発足させたわけあります。

人事委員会は、昭和二十四年ころですか、ともかく発足の当時から一貫して中立の機関として公務員に、当然労働組合として保護されるべきいろいろの権利の代償として、人事委員会が客観的に勧告をしてそれを守つてもらつたうたで、まことに設置をされました官庁であります。今回

総合予算主義に移行いたしましたが、ことしの勧告におきまして、やはり従来どおりの御方針であくまでも人事委員会の設置の趣旨にのつとつた運営を当然お考えになつておると思うわけあります。

○佐藤(達)政府委員 ただいま人事委員会とい

うことはございましたけれども、たぶん人事院

についてのお尋ねであると思いますので、私の所

管事項としてお答えを申し上げたいと思ひます。

人事院の使命についてお触れになりましたこと

は、基本においてまさにそのとおりでございまして、私どもとしては中立機関として、しかも人事

から、今回提案になつております地方交付税法の財政計画の中にある地方公務員関係の給与の問題につきまして、関連して人事院の総裁に御質問申しあげたいと思います。

昨年でございましたか、当委員会においてもいろいろほかの委員等から御議論があつたことを記憶しておりますけれども、私どもの立場として、私は、財源の確保というものが一番當面必要なことだらうということから、その説も申し述べたかと思ひますけれども、従来の勧告の際には、いよいよ勧告が出たとたん場になって財源を政府はおさがしになる。主として自然増収にたよってきておられるというような点、われわれの立場からいふと、まことにたよりないという感じを持っておりましたので、私自身この席でたぶん申し上げたと思ひますけれども、翌年度の賃金上昇の傾向の見通しが大体つくならば、はつきりした基礎はなくとも、ともあれ当初の予算の中で財源保留しておいていただけ、そうして、いざ勧告の際に、それで足りればでたしてあります。またそれの上積みとしての財源措置をとつていただければ、完全実施も非常にやりやすいんじゃないかという点を実は主張してまいつたの

あります。(「佐藤構想だ」と呼ぶ者あり) 佐藤構想といふことはなはだ僭越なことでござりますが、宮澤構想であるとか高橋構想であるとか、非常に有名な構想が当時出ておりましたが、実は、それは佐藤構想の登録順位が一番早いというようになります。ちよとと言ひ過ぎであります。そういうことは佐藤構想の登録順位が一番早いといふことまで、ちよとと言ひ過ぎであります。そういうことまで申し上げたことがあります。そういう

構想から申しますと、今回の総合予算の形はまさしく実は思つておるわけです。ただ、総裁のおっしゃるよう完全実施といふことになりますと、いま政府の、大蔵省のほうで組んでおる五百億では一千二百億ですか、そのうち五百億が充当されるとおりであります。そのとおりで

行政の公正を確保する使命を持つていろいろの仕事をやつておるわけでございます。いまお尋ねになりました給与勧告などは、その中の非常に大きな重要な使命だと思っております。この勧告の完全実施ということが私どもの年来の念願と申しますが、悲願であったわけございますが、その關係と財政、財源の問題といふことが、いつも給与勧告実施についての焦点になつてきたと思います。

昨年でございましたか、当委員会においてもいろいろほかの委員等から御議論があつたことを記憶しておりますけれども、私どもの立場として、予算の措置のほうは、これは財源政策の問題でありまして、給与政策の面は全然ない。したがいまして、千二百億の予備費があるわけです。たぶん、その中の食い合いの問題にはなります。やりくりの問題にはなりますが、やりくりして済むか済まないか。済まなければ済まないで、また勧告当時の財政状況に応じて政府は一千二百億の予備費の中の問題であろうかと思ひます。千二百億そのものがわれわれに對しては何らの圧力でも何でもない。いろいろなものが千二百億の中に入つておりますから、これでは足りぬこともあるだろう。足りぬときは、またその際は、従来毎年私が勧告の際にあらゆる方面にお願いしてまいりましたが、ぜひ完全実施をしてもらいたい、足りないところは足りないなりに適切なお手当ての上できつてありますから、これでは足りぬこともあるだろう。足りぬときは、またその際は、従来毎年私が勧告の際にあらゆる方面にお願いしてまいりましたが、ぜひ完全実施をしてもらいたい、足りないところは足りないなりに適切なお手当ての上できつてありますから、これでは足りぬこともあります。ただ、それが、たぶん、この態度でまいりますが、たゞまえのことだというふうに思います。

○依田委員 完全実施といふお話を二、三回念押

しをして聞かしていただきまして、たいへん心強くは思つておるわけです。ただ、総裁のおっしゃるよう完全実施といふことになりますと、いま政府の、大蔵省のほうで組んでおる五百億では一千二百億ですか、そのうち五百億が充当されるとおりであります。そのとおりで

あらうと思ひますが、間違いがあれば大蔵のほうからお答え願いたいのですが、そういうわけで、完全実施を四月に遅及いたしましてやつていただきますと、四・五%にしかならないわけですね。あなたに完全実施ということをいま二、三回力強くおっしゃつていただいて、たいへんあります。がたいのございますが、その点、昨年度七・九%の勧告をやつておられまして、どうもいま保留している財源では、完全実施というものはどうでない無理だと思うのですが、どうですか。

○佐藤(達)政府委員 その五百億というものは私どものほうではわからぬといふのでありますと、予備費の中に目じるしがついているはずもございません。これは何もしるしはついていない。私どもは、千二百億、そのワク内ということは考え方られていうことで、それを前提にしていろいろ申し上げてゐるわけです。

○依田委員 総裁のほうも、わかつておりますと、もわからぬというような御答弁をなさるから、私のほうも、四月にさかのぼつて完全実施したらまだこのくらいの金が必要ると言つたのです。つかみで五、六百億の金は軽く要るわけです。どういひまほの予備費の中には入り切るわけではないのです。それを、完全実施をいたしますと片方でおつしやりながら、その予備費の関係については大蔵の問題であつて、財源の問題であつて、私のあずかり知るところではないという御答弁をなさるのですが、それ以外の御答弁はいただけませんか。

○佐藤(達)政府委員 お金の問題は、先ほど申しましたように、従前はわれわれには全然見当のつかなかつたことで、そのどたんぱになつて、といふことばは悪うございますけれども、勧告の際に、実施に臨むにあたつて、財源を、主として自然増収によつて財政当局がいろいろ調達されおつたわけであります。ところがことしの場合には、少なくとも千二百億のワクの中に大きな根っこがあると私は信じてゐるのでありますけれども、相当大きな根っこがその中に入つてゐる。その点は前進である。その上、足りない場合はどう

なるかと、いう問題が残りますけれども、御承知の
ように、私どもこれから四月調査を始めるわけ
で、一体どんな結果になりますか、あるいは勧告
いままつきりしたことを申し上げる根拠はござい
ませんけれども、足りない場合は、足りない分を
がすりますけれども、全然見通しがつきませ
ん。したがって、足りる、足りないの点について
ます。その態度は堅持してまいりたい。その辺の
努力はしてまいりたい。これはまた、国会にも相
当お力をお願いしなければなるまいということを
考えられるわけです。

○依田委員 総裁のほうで、こととはしないかも
しれぬというようなことをちょっとおっしゃいま
したけれども、過去において、しない場合が一
二回あるわけですね。五%こえましても、しない場
合があるのです。一回だけ、朝鮮事変のあととか何
かで例外があるのですね。しかし物価指數の動向
からいいましても、あるいは春闌の動きなどから
いいましても、しないなんていうことはどうい
想像もできないのですが、その点についてもう一
べん重ねて御質問申し上げます。

○佐藤(連政府委員) しないと、いうことばを申
上げて、あとでよけいなことを言つたなどといふ、
多少自責の念にかられた。したがって、そのこと
ばの調子からもそのことは御推測いただけると思
いますけれども、私どもは、とにかくまだ民間給
与の調査の全然できていない段階において勧告に
ついてお尋ねがございますと、非常に手がないお
的にはそれが一番正しい言い方で、先ほども言わ
ないで済むものやら、あるいはすることになるの
やら、まだこれは不明でございます。これは從来
言つてきているわけです。したがいまして、理論
的にはそれは、消極面よりも積極面のほうの推測の
うものは、消極面よりも積極面のほうの推測の種
がいろいろ多いように見える。したがって、しな

○依田委員 しないで済むというような見通しで申し上けるつもりは全然ございません。このか、私は、いろいろの動きが、先にいってそは大体四・八という値上がりを考え、いろいろな指標が現在たくさん出そろつてきているようと思うのです。消費者の物価指数にしても、政府は全体四・八という値上がりを考えて、いろいろことしの予算を組んでおるようですが、すでにもうこれは総理府の統計局の発表でも、ことしの二月で五・三ですか、もう〇・五もオーバーしておるわけですね。そのほか昨年の米の値上がりがあるし、あるいは諸物価の値上がりがあります。また春闇のほうの問題でありますと、昨年は四千三百円くらいの結論が出ておりますが、ことしはどう考えましても六千円をオーバーするであろう、間もなく出そろつてまいりであります。ようけれども、こういうようにいわれております。そういうような情勢の中で、しかも酒もたばこも、これはことし上がるのですが、いろいろの引き上げるファクターが多いという中で、ことしは当然相当ながんばりを見せていただきたい。よほどそうならないと、昨年の実際からいっても、私これから見ていきたいと思うのですが、公務員の生活といふものが非常に低位に置かれておる。極論をすれば、人事院のほうの各種データ、計算の基礎にかかるものはたして作為がなかつたかどうかといふところまで、ことばの言い過ぎもあるでしようけれども、考えたくなるような点が、これはエンゲル係数一つとりましても、あるわけです。その占つてしまして、ことの見通しについて、これはまだ時期が早いからそういうことに触れる余地はないと、いうことでなくして、当然ここに予算も乗つて、かつておりまますし、われわれ審議する者の立場から、少なくも総裁という最高の立場におありなんですから、この勅告はきのうよりではないので、もう十年も十数年も前からやつておるわけですから、確たる見通しをここでお聞かせ願つて、それを参考に、われわれの立場の責任である

○佐藤(達)政府委員 お答え申し上げますが、給与勧告の時期その他方法を変えたらどうかといふいろいろ御議論が数年来あります中で、年度途中でやらずに、翌年度予算の編成の際に、翌年四月からこうなるという確たる見通しをつけて、この見通し、予測のもとに勧告をして貰ると、そのままで予算に組み入れるし、非常にぐあいがいいといふお声が、この委員会でもかつて出たと思いますが、あるわけです。私どもは今日までは、それは困りますということでお反対してまいっておるわけです。その根拠を申し上げれば、いまのお尋ねにお答えすることになると思いますけれども、給与の問題は、使用者側あるいは被使用者側になんとか深刻の影響のある問題でございますし、また一般納税大衆も見張つておる。その中でわれわれとしては、ぜひともこれは公正なものでなければならぬということの見地から、御承知のとおりに、従来四月現在で民間調査を、六千数百の事業所に当たつて四十七、八万人の従業員に一々面接をしてカードを集め、そして民間側の水準を調べる。それから公務員側の水準をやはり調べまして、それを突き合わせる。そうしてこれだけの格差がござります、これだけはせめてぜひ追いつかせていただきたい、そこまでぎりぎりのデータをつくつておきませんと、水かけ論の渦中にわれわれは巻き込まれる。值切られても、これは不当な値切り方だという反駁ができるないわけです。したがいまして、われわれのやつておりました従来の確固たる四月というような時期を押えての現実をつかまして、これだけぜひお願ひしますというものが一番強いんじやないかということでやつておりますから、先ほど来お尋ねのように、さあことははどうなるだらうということは、私ども、そのほうの責任者でございますから、非常に気にしますが、それはただわれわれの調査ができるまで

の一つの横の現象でありまして、われわれの調査をわれわれとしては最も基本の問題として、その調査に基づいてペーセンテージを発見する、そういうことであります。そこでこの民間給与といふものの実態を見ますと、たとえば賃上げ闘争の過程を見ましても、労働者側の人たちは、物価が上がったから食えないというような形で賃上げを要求して、あるいは団交でこれが妥結する、あるいはその他のそういう手段の結果妥結されるということできき上る民間賃金でございますから、かくしてきました民間賃金の中には、物価の要素も生活の要素も一応織り込み済みの上で妥結しているのではないか、あるいは決定になつてゐるのではないかということから、われわれは物価その他のわきの問題も見ますけれども、結論は民間賃金の中にすでに織り込み済みのものとして、そのものずばり賃金をつかまえて格差を発見しておるということですござります。たとえば物価だけを見ますと、去年なんかそうだったと思いますが、賃金上昇より物価のほうがずっと下回つてゐる。物価のほうに引きずられたのは、公務員賃金の場合も私はもっと低くなる、それよりも民間賃金そのものを、総合したものをつかまえるほうが正しい、そういう立場でおるわけであります。

○佐藤(達)政府委員 その点は、御指摘のとおり一つのポイントになるわけです。御承知のとおり事業所の規模が五十人、どちらも五十人五十人でつかまえておりまして、その際は、いまおっしゃいましたような角度からのいろいろな御批判もあつたわけでございますが、三年ばかり前にそれを少し前進といいますか、上のほうに持つていただきまして、企業規模が百人、そしてその企業規模に属するそれぞれの事業所では五十人以上一百人五人というところで押えて今日に及んでおるわけです。これは結局、企業の人員が五百人以上、千人以上、二千人以上、幾らでもワクのとり方がござりますけれども、私どもとしては、やはり民間給与の水準ということを押えます以上は、民間の従業員の大半といいますか、半分くらいはカバードするものをつけまえて納税大衆を納得させるゆえんでだけつかまえていませんし、もちろん上のほうだけつかまえていませんし、もちろん上のほうではあるまいというところから、百人五十人というところは、現在の水準としてその点から適切だとうふうに考えております。

○依田委員 事業所単位五十人ですか、それから企業単位で百人だというのですが、これは私の知る限りではほとんど、ほんとうに低賃金でやつておるわけですよ。低賃金でなければ、いまの社会では企業そのものが生き残っていけないのでです。ですから、うんとしわを寄させて、先ほど申し上げたように住み込みであるとか内職であるとか共かせぎであるとか、いろいろやりまして、しかも構成が非常に若い人が多いのです。これは事業所ごとにそのほうの統計を見れば、おそらくそういう結果が出ると思うのです。ですから、その点について、人事院のほうではやはり平均化して平面的に全国の企業をとつて、そして一定の度合いから上をとられたわけですね。どうでなしに、日本の経済社会の中で生き残っていく最低条件の中におけるあれを基礎にされるというお考えはおありかどうか、もう一べんお考えを願いたいと思ひ

○佐藤(達)政府委員 いま私の申し上げ方がちょっとと不備だったかと思いますが、大体いまのところばく御理解はいただいておるると思いつつ念のために申し上げますけれども、申すまでもなく、百人以上、五十人以上という二つの柱は、それに満たない企業の従業員は切り捨てる、その上ものは全部でつべんまで入れて明確に調査をするということですございますから、その結果、日本の全民間従業員の半分くらいがちょうどそれでカバーされるからいだらうということを申し上げておるわけあります。ただ、ものごとによつては、中小企業の下のほうの企業は若い人の給与が高いということをございまして、一時はそういう現象がありまして、かえつて上だけとつたら損になりはせぬかという見方をされるようなデータも出たことがござります。いまでもたぶん、下のほうでは若い人の給与が非常に高いということはいえるかもしれません。それはともあれ、やはりその過半数を制するその規模から上といふことでいけば、あるいは下のほうは高いかもしれないという要素も払拭できるということになるわけでござります。

○依田委員 やはり同じように内容の話にちょっと関連して二、三點お聞きしたいのですが、マーケットバケットの問題ですが、大体二千八百二十カロリー、これなんですが、これはわれわれ軍隊のときの記憶なんですが、実際完全武装でやるときには六千カロリー、それから五キロ行軍は五千カロリー、四千七、八百カロリー、ただ生きているだけでも千四、五百カロリー。いま通勤ラッシュと、ますます遠くなる通勤距離の中にもまれて、そして住宅事情の窮屈の度合いの中で、二千八百二十カロリーで成年男子、しかも成長盛りの成年男子がこれでよろしい、こういうことを積算の基礎になさつておるようですが、これを大幅に上げるとか、何か改革案をお考へになつております。

し上げて、あと局長から答へさせていただきたいと思います。
先ほど申しました私どもの基本原則からいいますと、物価も生計費も実をいえば民間賃金の中の織り込み済みだということで、それに重点を置いてやっています。しかし、これも先ほど触れましたように、物価のほうも横から見ておる、あるいは生計費のほうも横から見ておる。特に生計費の関係は高校卒の初任給をきめます際に、民間給与と一応合わせますけれども、なお標準の生計費というものを別に算定いたしまして、それを下回るようで、あれば多少そこをささえをつけないといふまいというような、作業の基礎には使っておるわけであります。本体は、生計費そのものもすべて給与に溶け込み済みだという基本態度で臨んでおるということだけを申し上げまして、いまの具体的なお話を局長から……。

○依田委員 標準生計費に織り込んでおりまして二千八百二十カロリーの問題についてのお話でござりますけれども、二千八百二十カロリーと申しますのは、厚生省におきまして栄養調査をやっておるわけでございますが、その国民栄養調査の実績に基づいてペーヘッド幾らということが出ておるわけでございます。それにつきまして十八歳程度まで換算し直す、いわば食べ盛りのところに換算してみると、ということをするわけでございますが、そのやり方は、各年齢間の栄養関係につきまして栄養審議会でそういう関係係数を検討したものがございまして、そういう実績に基づきまして二千八百二十カロリーというものを見ておる。そういう関係で、絶えず国民の実績に基づいて調査結果を反映するという形でとつておるわけでございます。

中華書局影印
新編全蜀王集

題としてやつでいいですか、どこの食堂に行なつて八十三円という食費でもつて育ち盛りの十八歳の、われわれよりも非常に体格のいい——私も子供がありますが、とてもこんなことではやつていけないですよ。小づかいを持たして外に出すのにも、こんなお金じや弁当代にもならぬですね。もちろんそれは外食する場合とは違うでしょうけれども、十八歳の男が八十三円七十六銭でよろしいという根拠について、少し詳しいお話を願いたいのであります。

から加工食品の中でコンニャクを削除してしまった。これはどういうわけでこういうように動かすわけですか。

か家庭もあるわけでございまして、全体を平均しますと、カラー・テレビ、高級ぜいたく品を〇・〇何個買っておる、そういう関係も平均の中には出てくるわけでございます。全体を全く平均した場合には、そういう関係の作用がございまして、いま御指摘のようなエンゲル係数が三十何%という形に出るわけでございますけれども、そういうのは、やはり平均のいわば一つの魔術でございまして、実際の生活の内容といたしましては、大衆の生活、向こう三軒両隣のいわば普通の生活といつたところを標準というものでとらまえようということでねらっておるわけでございまして、した

勧告で足らなかつた場合は、大臣としてはどうのよ
うな御方針でもつて地方団体に御指導をいただく
のか、その点をお聞きしたいと思います。

○赤澤国務大臣　八百五十億円全部が地方公務員
の給与増額分の引き当てということではないわけ
でございまして、これは御承知のとおりに今年度
の不時の災害に備えまして緊急を要するいろいろ
な事業費などがどのくらいかかるかということも
この中に入つておるわけでございまして、どこま
でが給与に充てられるものだということのけじめ
はございません。しかし御案内のとおりに、地方

て、これも国民の実績に基づくものでございます。そういうことを申し上げたわけでございますが、それを金額評価あるいは物量内容に換算するというところが技術的には問題点でございます。私どもいたしましては、やはりこういう関係は実態の生計費に基づきまして栄養関係などのような形の交代をやっているわけでございます。

○依田委員 それに関連しましてまだ二、三點あ
ることでねらつておるわけでございまして、した
がつて、統計における算術平均のものではなく
て、やはりいわば大衆の生活といふところをねら
うところに、エンゲル係数も生活費の内容も変
わつてくるというところでござります。

財政面では国庫みたいに予備金なんて便利な制度がないわけでござりまするので、毎年人事院から給与の改定について勧告がありました際に、そのつど補正を組まぬといいたしますならば、やはりわれわれといったしましてはそのときの心がまえが必

○依田委員 エンゲル係数なんですが、これがどうも非常に少ない。大体五万以上の都市でも三割三分八厘、あるいは全国平均は三五・六%なので、人事院のほうの資料は四割をこえておるわけですね。これはほんとうに客観的なデータなんですか。それとも勧告をしやすくするような作業が入っておるのですか。この点をお聞きいたしたいと思います。

のですが、自治大臣が実はあと十五分ぐらいしかいただけないということで、自治大臣にちよつと他の質問に関連いたしましてお聞きをしておきたいと思います。

まず第一点は、今度地方財政計画の中で五千六百六十六億円、これは国庫補助負担金を伴わないもの、この中に八百五十億、これは災害関係を百億とて、給与であろうと思われるものが七百五十一億からつけられて。これと、人手事務のほう

要でございまして、それにはあらゆる要素を勘案いたしまして——災害と同じで、まあ災害はない年はありません。がしかし、たいへん予想外の災害がありましたときは、国庫だつてやはり普通の災害手当では足らぬということは言うまでもない。そのときにはまたしかるべき措置が講ぜられるはずです。人事院の給与勧告が出た時点で、おっしゃるとおりに経済の大きな変動があってとても聞こ合つか、二重ハフを金額でまかならうこと

してこれによって金額を積み上げるということとでございまして、そういう作業によつて出てきた結果がいま御指摘の二百五十一円ということに相なつてゐるわけでござります。したがつて、この關係はきわめて統計的にかつ実績の上において、現在家計調査における実績がこうなつておるということの表示という形に御理解いただきたいと思うわけでございます。

○依田委員　いま御答弁の中になりました食品の費目なんですが、昨年二、三種類を動かしておりますね。それは魚介類ではブリを追加したのですから、野菜と海草類ではサトイモを追加した。それ

実際問題としてあるわけでございまして、非常に生活水準の高い生計費もございまし、また一般の大衆の生計費というのもござります。その標準といふものをどこに定めるか、どこに水準を定めるかという点が、生計費算定における一番の問題点でございます。で、この関係は、どこの国でもそうでござりますけれども、いわゆる生計に必要な費用、コスト・オブ・リビングという関係でいろいろ検討されておるわけでござりますけれども、やはり生計費の中では、たとえば最近のようになルームクーラーとかカラーテレビとか、そういうふうないわばぜいたく品を買つているよう

当然物価の動向、あるいは民間の春闌相場その他を比較いたしましても、すでに政府の言つておる四・八なんというところはくずれておる。これはもう各銀行その他、みな統計を出しておるわけです。こういう中でこの予算が、少ない場合と多い場合と、たまたま偶然一致する場合もあるわけなんですが、基礎になる資料が違うのですから、これは必ず動くわけですね。ですからいまの状態ではもっと多くなる。ましてアメリカあたりのベトナムの情勢が、北爆が停止になるような可能性も出てきて、外貨の収支の動きもどんどんよくなつておるというような形の中で、相当景気も動いて

相談をいたしまして勧告の線に沿う措置をいたしたい、かように考えております。
○依田委員 先ほどから総裁は、完全実施ということを何度も言われておられます。もし完全実施ということになりますと、これは倍くらい細んでもらわなければ財源が足らぬわけですね。国の場合でしたら六百億くらい不足ですね。いま災害関係も含めておるというのですが、これは百億くらいいつかみで持つておって、残りが大体給与関係じやないかと当然思つておるわけなんですが、それは違いますか。

○赤澤國務大臣 どこまでが給与関係であるということは、やつてみなければ、災害の量も、またここに総裁いらっしゃるけれども、どういう勧告が出るのかいまの時点ではわからぬわけござりまするから、いずれ総裁のほうで御勧告に相なるでしようから、そのときは国家公務員に準ずるということになつておりますので、そのときに財政措置を考えるが、かように考えております。

○依田委員 人事院の勧告はきのうやおととい

じやないですから、もう十何年やつておるので、毎年毎年精密なデータが出ておるわけです。勧告の基礎になるあらゆる作業のデータが出来そろつておるわけです。それに関連して、政府のほうも総理府や労働省からどんどんデータを出しておるわけです。それらを含めて、当然ことしは自治省自体がこのくらいの金は要るであろうということ

で——大臣のほうは、いやそれはわからぬのだ、八百五十億のうちどうなるのかわからぬのだ。た

とえば八百五十億全部、災害がないと仮定して

も、あればなお足らなくなるのですから、ゼロだ

ということにいたしましても、お隣にすわってお

られる総裁の先ほどからのお話だと、完全実施、

四月はなかなか困難でしよう。四月実施といふこと

になると、これは倍は要るのです。一パート上

がりましても、つかみで七十五億要るわけです。

これに対する予算案だけは出し、財政計画だけは

出しながら、時間はよんだんにあって、これほど

精細な人事院勧告で、こんな厚い勧告の資料が、

これは昨年まで努力をされておりながら、大きな

官廳を持ちながら、質問の内容につきましては、

大臣のほうがそういう形式的な答弁だけでは、こ

れは了解できないと思うのですが、どうですか。

○赤澤國務大臣 人事院の勧告というものはいま

に始まつたことではありませんので、長年のしきたりになつております。ですから、大体の見当が

いたしましても、かかるべく措置をする方法を考

えてもおります。どういう方法であるかということは、いま申し上げる必要はないと思いますけれども、申し上げることは、国家公務員のほうで勧告が出ましておきめになる時点で、私のほうでもそれを準ずる。国家公務員のほうはベースアップができますけれども、地方公務員はできなかつたといふことは断じていませんから、その点はひとつ御信用を願います。

○依田委員 それではさらに、それに関連してお

聞きしたいのですが、今度特別交付税が六百七十億かかるわけですが、これを昨年に比較し

まして、増加分は百三十二、三億あるわけです。

物価の値上がりや諸経費の値上がりを見まして、も、これはせいぜい一〇%以内。それが二割二、

三分になるわけです。増加分は、これはもう一定

の歩合でもって機械的にまいりますから、母体が

大きくなりますから、物価の値上がり分を差し引

きましても、つかみで七、八十億の自然増——と

いうことが当てはまるかどうかともかく、百

三十二億の増加分の中に含まれておるわけです。

これはもう目に見えておるのですが、これを一体

どうのような方針でこれから運営をなさるのか。形

式的には、その予測せられざる費目の財政需要に

これを充当するというお話なんでしょうかけれど

も、もう少し突っ込んでお話を聞きたいと思うの

です。

○赤澤國務大臣 特別交付税を、何も勘で、つか

みで渡しておるわけではございませんので、地方

行政を長く御担当の諸先生には御承知のとおり、

それはそのつどルールをつくりまして、全国公

平に、実情に応じて行きわたるという仕組みにし

ております。どういう配分、区分でやっておりま

すということは、ここに財政局長もおりますの

で、そのほうからお聞き取りをお願いいたしま

す。

○細郷政府委員 特別交付税は、御承知のとおり

普普通交付税で見た際に見られなかつた需要、ある

いは見たが得られなかつた收入、そういうもの

は、小幅の変動でありました場合には、私どもと

いたしましても、かかるべく措置をする方法を考

えております。どういう方法であるかといふことは、いま申し上げる必要はないと思いますけれども、申し上げることは、国家公務員のほうで勧告が出ましておきめになる時点で、私のほうでもそれを準ずる。国家公務員のほうはベースアップができますけれども、地方公務員はできなかつたといふことは断じていませんから、その点はひとつ御信用を願います。

○依田委員 それではさらに、それに関連してお

聞きしたいのですが、今度特別交付税が六百七十億かかるわけですが、これを昨年に比較し

まして、増加分は百三十二、三億あるわけです。

物価の値上がりや諸経費の値上がりを見まして、も、これはせいぜい一〇%以内。それが二割二、

三分になるわけです。増加分は、これはもう一定

の歩合でもって機械的にまいりますから、母体が

大きくなりますから、物価の値上がり分を差し引

きましても、つかみで七、八十億の自然増——と

いうことが当てはまるかどうかともかく、百

三十二億の増加分の中に含まれておるわけです。

これはもう目に見えておるのですが、これを一体

どうのような方針でこれから運営をなさるのか。形

式的には、その予測せられざる費目の財政需要に

これを充当するというお話なんでしょうかけれど

も、もう少し突っ込んでお話を聞きたいと思うの

です。

○赤澤國務大臣 地方の財政需要は、まず無限に

近いといつていいくらいあるわけです。その中で

わざかな特別交付税というものをどう割り振るか

ということは非常にむずかしい。ここで多少私的

な感情がまじわるということは絶対にいけません

ので、ただいま財政局長が申しましたとおりに、

あらかじめ基準というものをきめまして、ルール

をきめてそれに当てはめて配分しておるわけでございまして、もちろん先生御指摘の普通交付税分

で不十分であるところなども要素として織り込ん

で公平に行きわたらせる、かように考えておりま

す。

○依田委員 あれですか、もし財源が不足のとき

には特交をこれに振り向けるようなことは、これ

はあり得ないことですか。

○赤澤國務大臣 特交といいましても、では、

せつかく特交が予想外に増収の結果あつたからと

いうことで、それを万博に振り向けてしまつとか、あるいは四国との架橋に使つてしまつとか、

そういうわけにはいかぬわけでございまして、先

ほどルールと申しましたことは、部内でいろいろ

検討をいたしましたが、生ずだれが見ても至当であ

り、公平であるという基準をつくつて、それに

よつてやつておるわけでございます。

○依田委員 それはそれにして、あとわずか

ですからもう一點。公営企業でもちょっと聞きた

長問題について、都区の問題と東京都の交付税に

較いたしまして、もし当然にふえてくれば六、七

十億でいいわけですよ、一〇%ぐらいで。それが

母体が、ともかく国税三税の収入が多くなりまし

たので、機械的にその一定歩合でありますと、非常

にたくさん出てくるわけです。これは特に、昨年

十分にやれなかつた費目に対して交付するか、そ

うでなければ、万博やその他のいろいろの費用に對

して新たに交付するか。昨年不十分なところは

いざ知らず、それを水増しするならともかく、そ

うでなければ、新しい費目を起こして処理しなけ

りませんが、このお金は残つちやうわけですよ。残れば

いざ知らず、それを水増しするならともかく、そ

うでなければ、新しい費目を起こして処理しなけ

りませんが、この裁判に勝つということになります

と、これは一つの直接請求がありまして、委員会

が条例でつくられまして、それにのつとつ、選

挙とは違いますが、内容は選挙と同じようによつ

て、練馬区の全有権者の投票が行なわれるわけで

す。そうしますと、客観的に、自治省側といい

申立てが勝つのではないかという見通しがある

んですけど、この裁判に勝つということになります

と、これは一つの直接請求がありまして、委員会

が条例でつくられまして、それにのつとつ、選

挙とは違いますが、内容は選挙と同じようによつ

て、練馬区の全有権者の投票が行なわれるわけで

す。そうしますと、客観的に、自治省側といい

申立てが勝つのではないかという見通しがある

と、これは一つの直接請求がありまして、委員会

が条例でつくられまして、それにのつとつ、選

挙とは違いますが、内容は選挙と同じようによつ

いたしますと、何か一時のがれの答弁をしている
ようにおとりになる向きがありますて、たいへん
困るわけでござりますけれども、練馬一区の問題
ではありますので、練馬の場合、私が前回自治
大臣をやりましたときに問題を起こしまして、今
日に及んでおりますが、これがだんだん他へ波及
すると申しますか、同じ姿でかなりの区が、区長
がきまらないで困っておるのは事実でございま
す。そこで公選論も出てきておるわけですねけれど
も、しかしながら、いま東京都というものを地方
公共団体という形でどうつかむかということは、
なかなかむずかしい問題でございまして、昔の東
京市が東京都になっておるわけですけれども、や
はり府がやること、市がやること、区がやるこ
と、非常に混淆しておりまして、そちらの行政事
務その他の区分というものを明確にして、そうし
て再編成しなければ、なかなか市としての一体の
機能を発揮することはできないのであるという考
え方から、公選制必ずしもよくないじやないか。
以前、公選をやりましたときには大混乱を起こし
て、ついにいまのような形に返らざるを得なかつ
たという面もあるわけでございまして、同じよう
なことを繰り返すということにつきましては、私
どもは疑問を持つている。ただ区長ができるないと
いうことにつきましては、区長を選ぶという道は
開いてあるにもかかわらず、現実にできないの
は、それぞれの区を分析してみますと、話し合
によってできるはずであるにもかかわらず、とに
かく党派的に多数である人たちの中にもいろいろ
ないござががありまして、きまらぬというのが実
態になつておるわけでござりますので、これはこ
とばをかえていえば、やはり区議会の諸君が自分
たちの職責を尽くしておられぬ面もあるのじゃな
いかということを私たちも憂慮いたしめるわけで
ございまして、行政指導はつとめていたしております
けれども、実効はあがつております。しか
し、もうぎりぎりの段階にきておることは御指摘
のおとりでございます。

○依田委員 私が聞きたいのは、いま大臣のお話
しの大都市行政についていろいろ考えておるとい
うことですが、実はそこから先を聞きたかったの
です。

先ほど、公選時代にも混乱があつた、おそらく
これは区議会とか住民との間の混乱ではないと思
います、機械的に選挙をやるわけですから。それ
は、ただ知事との間に混乱があつたといえればあつ
たと思います。それが安井さんの時代にこういう
ふうに変わったわけです。

そこで、お聞きしたいのは、いまの東京都知事
が、これはもうぜひ公選制度を進めてもらいた
い、けつこうだ、私が知事としての経験あるいは
判断からいって、むしろ東京は公選制度にするの
が望ましい、こうはつきり——これはもう大臣の
ところにも陳情に行つておるはずです。また、い
ざこざが区議会の中にあるということは、言いか
えれば地方自治団体の最高の指導責任者である大
臣みずからのお責任です。デモクラシーも古いので
すから、もうこういういざこざのないよう、自
治省が先頭に立つて地方団体を十分に訓練し、指
導し、引っぱってきておるはずなんですけれど
も、それでいまだにこういう状態である。これは
むしろ自治省自身の責任じゃないかと思うのです
よ。

さらに、突っ込んで申し上げれば、わずか四十
人や五十人の中で選任をするということが——そ
の中で特に自由民主党の方が多いわけです。ある
いはわれわれの政党が多いところもあるであります
しそうが、ともかくその多數と党がまとまらない
ということ、しかもいつもキヤステングポートを
握るのは一人か二人ということ、しかも六区も七
区もきまらずに——来月は千代田がまた新しい区
長を迎えるを得ない。江東、練馬あるいは江戸

○赤澤国務大臣 いろいろな議論があることは御承知のとおりでございまして、大ざっぱにいえば、もうこういういざこざをなくするためにには、大阪、京都、名古屋でやっている式に行政区にしてしまって、そうしてもとの東京市の姿に返れという議論もありますし、そうでなくて、これだけの人口を擁している区があるわけでございますから、市並みにして、もう公選で取つ払つてしまえ、そのかわりに東京都というのは府の姿にしてしまって、府は府らしい事務の取り扱いをやる、住民の窓口は全部区にしてしまう、そうして、区で市としての役割りを果たせばいいじゃないかというようないろいろな御議論がありますが、やはりもう一つ広く首都圏行政というものを考えてみまして、行政を広域的に考えてみますときに、単にそういう割り切り方で結着をつけるというわけにもまいりません。私には私の意見はありますけれども、この問題は、これだけ議論したつていいへんな時間もかかりますし、皆さんにもいろいろな御議論もあるうと思うわけでございます。いまこの段階で私が私見を申し上げるということは、かえつてきまるべきものもきまらぬということもあり得ますから、私見を申し上げることは差し控えたいと思います。

○吉川委員長 細谷君の関連質問を許します。

○細谷委員 ちょうど大臣がいらっしゃるので……。いま区長公選問題について大臣の御答弁を聞いたし、私も予算委員会でこの問題について大臣の所見を承ったのですけれども、まあ言つてみますと、全くビジョンがない、こういう一語に

○赤澤国務大臣　区長を選ぶということは、公選にしてしまえば簡単でございまして、また練馬区議会の直接請求云々などということも、結果的には公選と同じことになる。公選すれば区長を出すことはきわめて簡単で、投票さえすれば事は簡単に解決がつくわけですが、しかし東京都といふものを考えた場合に、また東京市といふものを考えた場合に、有機的な一つの町としての形態を考えます場合には、やはりそれぞれの区長が公選で選ばれて、立場の違うものを、いまの包括的な東京都の傘下団体に置くということにいたしますと、いろいろな故障の起こってくることは当然想像ができます。行政の面でこういうものを統一してやるということだつたら、またその面でプラスの面もありますが、それをやりますには、またいろいろ反対論もあるわけでございまして、当時の混乱といふことがあります。行政局のほうでいろいろ調べておりましようが、私はいまいづれに旗を振るといふことを申し上げないほうがかえっていいのではないか。

ビジョンの話が出ましたが、私も私なりに一つのビジョンを持つておりますけれども、そういうことをこういう席で随々に申し上げるということは、かえつてあと形をつける意味においてそういうことが支障になるのではないかということを憂慮いたしますので、申し上げないだけでございます。

○細谷委員　二十七年に自治法を改正して区長公選制から選任制にしたことについて、混乱があつたからそうしたのだといういまの大臣の御答弁は思ひのりますが、大臣の答弁の中で、二十七年に公選が廃止された、それは混乱があつたから公選を廃止したのだ、こういうおことばがありましたが、これは重大な認識でありますから、どういう混乱があつたのかということについてお尋ねしたい。

とても納得ができないわけです。当時ペール・バックの「大地」を翻訳した有名な新居格という人が区長をやって、区長の一日の忙しさというものを書いた区長日記みたいなものを発表されたのを私は読んだ記憶がございますが、混乱はないんですよ。何をもって大臣は混乱だとおっしゃるのか、私にはわからぬ。その後自治法が改正されまして、選任制になりましてから今日まで二十八回もあつたのですが、そのうち順調にいったのはたったの一回です、空白のなかつたというの。二十七回というのは全部混乱があつたのです。現にもう半年以上区長が空白だ、しかも年度初めの予算編成期に区長ができるていい、こういうことでありますから、むしろ自治法を改正して区長公選制をやめたところに混乱が起っていると申し上げなければならぬわけですが、私の認識が誤っているでしようか。

○林説明員 細谷先生のおっしゃる区長の選任に伴う混乱というの、確かにこれは選任制以前にはそういう混乱はなかつたかと思います。それが選任制に改まつたために、議会において混乱があつたということは、確かに相当例はあつた。ただ、前に大臣が申し上げた選任前の混乱というのは、何も区長の選任方法に基づく混乱ではなくて、結局、都と区の間の事務分配の問題、権限の問題、そういうことが都としての行政の一体性、区としての行政の独立性という間に非常ないいろいろな議論その他があり、毎年予算編成期にその確執が繰り返されるというふうに考えます。

○細谷委員 それは混乱じゃないでしよう。現に、言ってみましようか、大臣は島根県で政務次官は島根県でしよう。大臣と次官の両県の間の県境の問題ですらも今日解決していないでしよう。これは混乱でしようか。行政区画の問題、行政上のいろいろな権限の問題、財源の配分の問題、事

務の配分の問題、責任の問題とかについては、民主政治ですからいろいろ言い合いがありますよ。それが混乱なんでしょうか。毎年毎年予算をつくるときに、プリンスホテルに陣どって圧力団体が、よしあしは別として、これもいわばたいへんな国の混乱じやないですか。現在そういう問題は民主的に解決してまいつたわけであつて、いろいろ問題はあるかもしれない。反省すべき点はあるにしても、混乱じやないです。今日、長である区長が半年間も空白になつており、訴訟が起こつていいですよ。大体、都制なんというものは戦争中にできたのですよ。昭和十七年ころでしよう。それをいま引き続いてやつていいのでしょうか。政治経済は全く変わつてます。ですから、自治法改正から区長公選ができなくて混乱が起つてます。その混乱を二十七年から今日の四十三年まで何らかとこなく指をくわえてじんぜんとして日を送つてきた。そうして、いまだにその方針が立つてないところに問題がある。自治省はやはり責任があるんじゃないですか。そうじやないですか、大臣。

○赤澤国務大臣 ですから、まだ結論が出る直前でござりますので、いろいろ指導に力をいたしておるということを先ほど申し上げましたが、大臣方はやはり自由民主党の内部事情にあることをよく承知しております。ですから私が、都連の会長その他国会における東京都選出の諸君に、こういうことは困るじゃないかと、これを申しますと、いや全くそのとおりだ、申しわけがない、帰つてよく都の同僚諸君に話して、そうして早急にまとめるようにしますからと言いますけれども、実績があがらぬということはまことに汗顏の至りでございます。先ほど行政課長が申しますとおりに、私どもは、割り切ると思えども、う形でも割り切れると思う。混乱というのは、ただいま申しましたように、公選にして、投票すれば一ぺんできまるわけです。しかし、東京都といふものを普通の市という認識に立ちました場合には、その中の

区というものは統一された一つの行政区画的に処理してまいりませんと、混乱はその面ではないとおっしゃるけれども、いろいろな事柄が起こります。いま踏み切るべき大事な時期でござりますので、東京都は府にしてしまって、そうとにかく大幅に区に権限を移譲させて、区の選舉は独立でそれぞれ公選制によって区長をきめる。完全な市にしてしまうということは一つの案でありますから私は思います。そういうことをいま結着をつける段階にきておりますので、この国会で、時間もないのにそんないますぐおつかなか無理でござりますので、ほんのしばらく御猶予を願いたいということを言つておるわけであります。

独立していけるような一つの行政区画にしたらどうか、こういうロブソン報告というようなものが出でております。そのロブソン報告を現在の知事は支持しております。

さらに、首都圏というような構想を考えなければならぬという大臣の答弁がありましたが、そうしますと、これはいわゆるブロック論かどうか知りませんけれども、あるいは府県合併というようなことを描いての大臣の発言かと思うのですが、府県合併についてもビジョンは何もないじゃないですか。好きなところは合併させてやろうか、そんなことを書いておこうかということが今度継続審議になつている法律案でしよう。混乱の原因はあげて自治省の責任ではないかと私は思うんですよ。そして、先ほど依田委員が言ったように、住民の請求が出た。これについてはその請求を葬る。ところが、区側の考え方どおり——区側の考え方というのは背後に自治省の考えがあるということですが、そのとおりには必ずしも裁判所のほうも動いていないという情勢のようであります。私は、この時期に、長い間の混乱を克服するため、自治省は、こうあるべきだという方向を出すべきだと思うんですよ。二十七年に公選をやめたから、二度と再びそういうことをやるとこけんにかかるかわるというようなことで、メントにどらわれてはいかぬですよ。自治省がやはり決定的な混乱の責任を負っているわけですから、この際、この問題については、はつきりとした結論を出すことです。言ってみれば、私どもの意見は、区長を公選にする、二十三区というのをおおむね三十万か五十万くらいの人口でありますから、行政区としては、ロブソンが言うような大体適正な区画であります。ですが、そういうものを有機的にうまく連携させていくことが、これは都の知事がおるわけですから、それは調整してやればいいわけでありますから、そういうことであつていくべきではないか。こう私は思つておるのであります。時間もないようでありますから、大臣、どうですか、私見でもここでお述べになつたほうがいいんですよ。

○赤澤國務大臣 私がいつまで自治大臣をやつておるかわからぬけれども、ここで私がいざれに旗を振るかということを申し上げることは、いまこの制度調査会で真剣に取り上げておる段階で、その取りまとめにかえつて障害になると思う。細谷先生のおっしゃることも私よくわかるわけであります。

○細谷委員 関連でありますから、もうこれ以上申し上げませんが、いましばらく申しながら、十何年経過したのですね。大臣が朝晩頭から離れないだらうと思う地方事務官制度、いわゆる国費職員ももう二十数年もたっているのですね。暫定的な経過措置の法律の上に乗つかって当分の間が二十何年きているわけです。区長も同じですね。十何年間待つてくれ待つてくれ、当分の間ということで混乱が起こっているわけです。そこで、大臣の発言の中に、しばらくということでありますが、自治省がひとつ早く出すべきだというのありますから、たとえば今年一ぱいにはひとつそういう方向を打ち出したい、一つの議案、こういうものを打ち出したい、こういうふうに大臣、一応決意を固めて、ここで御答弁いただけるかどうか。これが一つ。

○細谷委員 諸問したらいじやないですか。先ほどそうおっしゃったんだから。
○赤澤国務大臣 諸問するかせぬかということは、なかなかそれ自体も重大なことでござりまするので、私はその点諸問ということについては、細谷先生の御期待もありますし、前向きの方向で検討いたしたい、かように考えております。
○依田委員 林課長にお尋ねしますが、この前に地方制度調査会が答申をしておるのですね。その内容は、できるだけ早く、可及的すみやかに公選制を実施をせよという内容になつておるのです。にもかかわらず、現在になつてもその答申のとおり行なわれないというのはどういうわけですか、それをお聞きします。

行なわれましたその条例の委員会が一要投票をやらせて、その結果に基づいてといふ点が争点になつておるわけですね。これはあくまでもその結果をそのとおりにとつて、最高位当選者を区議会が当選とななければならぬという意味合いのものじやないのですね。だれでもよろしいということなんですね。ただ普通の法律の用語例に従いまして、法律上の、たとえば憲法は国民の締意に基づくといったような意味合いにおける慣用的なことばの法律用語の使い方に基づきまして、これは練馬における公法学者ですが、起草されたわけです。それを自治省のほうで都を通じ練馬を指導なさつたといふ、結果的にはそういう関係なのですが、いま裁判やつておるわけです。これは百十条に基づく委員会でありますが、これを投票の結果をす

○依田委員 制約を加えるというならば、それは
そういうふうに拡大解釈をすればすべて制約を加
えることになるんですよ。現在これはもう十四、
五の区でもって実施して現在の区長を選出をして
きめてまいりましたプロセスの中に「公募制」とい
う方法があるわけです。その公募制という方法は
それは候補者を公募いたしまして、きめられた範
囲内において区議会が選任権行使するわけです
ね。そういうことになれば、あなたのおっしゃる
ように、やはり制度的にも事実的にも影響を与え
るわけなんですね。影響を与えるということば
を、あなたのおっしゃるように拡大解釈すれば、
これはもういまの制度だっておかしくなっちゃう

○赤澤國務大臣 私がいつまで自治大臣をやつておるかわからないけれども、ここで私がいすれに旗を振るかということを申し上げることは、いまこの制度調査会で真剣に取り上げておる段階で、その取りまとめにかえって障害になると思う。細谷先生のおっしゃることも私よくわかるわけであります。

それからまた、この問題はいつまでも放任できません、いま方向をきめて、ぴしつと割り切るべき時期にきておることもよく承知をしております。その前段に言わされました、事務だけではなしに、財政面も含めて、そうして再配分と申しますか、どういうルールでやるかということをきちっときめさせんと、やはり東京都は幾ら人口がふえたからといって、もと地方公共団体としての一つの単位であることは間違いない。その単位をこまかく割るのがいいのか、広域行政がここまで要請されておる際に、何十というたくさん市をつくって、その上に府県みたいなものを乗っけるのがいいのか、なかなかこれは議論が広いわけでござりますので、非常に大事な問題であつて、申しわけございませんけれども、いましばらく時間を拝借したい

もう一つは、地方制度調査会といいますけれども、地方制度調査会といふのは、御承知のように大臣の諮問に応じて検討をすることころでありますから、大臣からそういう諮問をいただいておらないのですよ。いただいておらないのですから、その問題に取り組んでおりません。ですから、地方制度調査会に諮問するということ您的ならば、ここでその点をはつきりとお約束いただきたいと思うのです。

○赤澤國務大臣 正式に諮問しておりますが、私は、制度調査会の中でいろいろ議論が行なわれておるというふうに承知しておつたのですけれども、実際は、いまそういうことでなくて、省内で盛んに検討しておる最中だと行政課長が申しております。しかし、いずれにいたしましても、これは自治省に責任がある大事なことでござりまするので、早急に結論を出して都民の諸君の期待にこたえなければならぬ、かように考えておりま

す。

○細谷委員 諮問するかどうか、これについてイエスかノーか、簡単でいいですから答えてください。

ざいまして、この大都市制度というのをどうするかということはたいへんな問題でございまして、この前の地方制度調査会の答申をそのまま制度化するかどうかということについての意見の一致を見なかつたので、前の地方制度調査会の答申どおりの立法作業にはいまだにタッチしております。現在も、その後の社会情勢の進展に従つて、大都市問題というものはますます緊急の解決を必要とする度合いを高めておりますので、現在さらにそれについての慎重な検討を繰り返しておるという状況でございます。

○依田委員 ひとつ林さんに聞きたいのですが、先ほど触れた練馬でこういう裁判をやっておるのであります。それは「区条例制定の直接請求代表者証明書交付拒否」に対して取り消し処分を求める行政訴訟」というのをやっておるわけです。これは練馬区長の代理と大島教授の間でやっておるわけですね。大体四月十一日に結論が出来るわけです。これは冒頭に私が申し上げましたように、見方はあるにしても、これはもう簡単に住民側が負けますというような見通しでなくて、一〇〇%近く勝てるであります。どうというような見通しに立つておるわけですか。

○林説明員 いま訴訟になつておる案件は、その結果がどうなるか注視したいと思います。あの訴訟になつておる案件は、いま依田先生の御質問とは一つ前の段階でございます。訴訟になつておる案件は、制定することのできない直接請求の条例の制定に、直接請求であれば代表者証明書を交付するということがいま案件になつております。その前のどういう条例が制定できるかできないかという問題につきましては、練馬から照会がありました条例の内容を拝見いたしましたところが、それは、現在の区長の選任制で議会に与えております権能を制約するものであるというやうに見られましたので、そういう条例は制定できないという回答を申し上げたのであります。それにどういう条文を入れ、どういうものをつけ加えれば制定できるようになるかどうかということは、具體的な条文その他を拝見してみないとつきりした結論は申し上げられませんが、要するに現在区長にあつてさしつかえありませんか。

八

と私は思うのですよ。そして条例の直接請求という方法にたよって、現在それはあなたのほうが拒否いたしておりますが、そういう方法で訴えておると思うのですよ。林さんは、行政課長としてほんとうに区長公選問題についての総括的な指導の立場にありますから、先ほどの審議を見てもわかるように、大臣よりもあなたのほうはるかに詳しいし、また実際あるわけですよ。ですから、はつきりここでお聞きしたいのは、私の所管でない、だからそれはかまわぬ——かまわぬというよりも知らないというお答えでなしに、区長公選運動というものが現在あって、各区の区長はこれだけ困難しておるのでありますから、自治省のあなたが担当課長としてもっと突っ込んだ御答弁をいただいて指導していかなければ、二十三区各区がこれには困ると思うのですよ。

○林説明員 そういう運動その他が、現在の区長の選任制度というものを、たとえば否定はあるいはこれを改正しようという趣旨のものである限り、私のほうも非常に注視をいたしております。それは区民の意思、都民の意思が那辺にあるかといふ一つのあらわれであるとは考えております。しかし、そのことを、そういう運動がいいとか悪いとか指導する立場にはございませんけれども、同時に、現在区長公選運動がこれだけ起きており、条例の直接請求の要求というのもこれだけ起きており、一方また大都市全体の行政の統一性の必要性があるということもこれだけ起きている、そういうあらゆる要素をデータにいたしまして、私のほうでは大都市制度をどうするかということについての研究を日夜やつておりますので、それについて、いまおっしゃるような事実上の運動に、私たちは全く関心がないということではございません。きわめて重大な関心を持つてそれを見守る必要がありますと思います。それらをすべてと考え合わせた上で、大都市制度がいかにあるべきかということを探求し、これを制度化していく、これが私たちに課せられた仕事であると考えております。

○依田委員 これは非常に重要なことで、どうどす

う御答弁がいただけなかつたのですが、この辺できょうはやめておきます。

それから、人事院のほうにちょっとお聞きしたところですが、先ほど中途でやめました案件です。いのですが、先ほど中途中でやめました案件ですが、これをわざか六千円くらいの住宅関係なんですが、これをわざか六千円くらいで三人世帯をやつておるのですが、六千百八十円、昨年に比べて住宅費がわずかに百九十円くらいしか値上がりしておらない。こういうような状態で、家計調査でも八・五%くらいもう伸びを示しておるのであります。夫婦と子三人の家族が東京都内——これは東京都の標準生計費ですから、都の住宅事情がやはり入ってくると思うのですが、アパート一つ借りるのにも、三畳間でも五千円から六千円しておるのですね。こういう現実を踏まえ、この数字を是正する必要があると總裁としてはお考えになりますかどうか。

それから、質問を急ぎますのでもう一点お聞きしますが、いまの二人の費用は三万二千四百二十円になつておりますね。約十二年間たままして年齢三十歳にならぬとの数字に上がってこないのでですね。等級別の資格基準表どおりに昇格昇級をしていったとしたといたしますと、等級号俸がそういう数字になつてしまります。言いかえれば、国家公務員は三十歳まで一切結婚してはならないといふかすることができない。しかも非常に安い。先ほどもおっしゃいましたように、十八歳でわざかに一食八十円足らず、二千八百カロリーくらいのものである。しかも生計費指数は四〇%、こういうお見込みの二点について御答弁を願います。

○佐藤(達)政府委員 基本的なところを申し上げますと、先ほども触れましたとおりに、この標準生計費といふものは、われわれとしてはこれをまことに全面的にささえにはしておらない。基本は

けれども、なお念のためのささえとして十八歳独身男子の標準生計費をつくつております。したがつて、いま御指摘の二人世帯、三人世帯というものがありますけれども、これは私どもの表のデータではないので、ただ参考としてよけいなものがあつておる、いわばそういうことになるわけです。したがいまして、いまの住宅関係の費用の問題が標準生計費の計算として安過ぎやしないのがあつておる、いわばそういうことになるわけです。

データではないので、ただ参考としてよけいなものがあつておる、いわばそういうことになるわけです。したがいまして、いまの住宅関係の費用の問題が標準生計費の計算として安過ぎやしないのがあつておる、いわばそういうことになるわけです。

ういうよう

ておるわけでござります。ただ、そのときの事業分野といふのが実はあるわけでございまして、その後個々の申請によりましてそれを運輸審議会においていろいろ検討いたしまして処分いたしております。こういうことでござりますので、事業分野は一応あるけれども、それは現在はもうそのとおりには守られていないということをございます。

○依田委員 陸上交通の付属の審議会、これは勅令で昭和二十年になくなつておるわけですね。それで重要事項の認定は運輸大臣にある。それについては詮問する必要なし、こういうことに法律の内容がなつておるわけですね。法律だけは、本法は生きておる。しかし、その手続をなす審議機関は欠格案項か何かでなくなつておる。こういう状態で、しかもこの法律によつて現在に至るも民間でやつておるというお話であります。基本的な考え方はこの法律のとおりにやつておるわけですね。実績尊重といいますか、いろいろ理屈のつけようはあると思いますが、そういう意味でこの法律は生きておる。また形式的にも生きておる。しかも重要な手続はもうなくなつておる。しかも一定の、その協議ととのわざるときに調整をする内容についての判断は、あなたのほうにまかされておる。これは法律の三条か何かでまかされておると書いてあるわけですね。もしあなたのおっしゃるように、これが援用されないなら、やめちゃつたらどうですか。法律を廃止したらどうです。どうしてこれを昨年も改正し、何か昭和三十七年にも改正し——関係法令の改正に伴う必然的な改正かもしれませんけれども、これがいま都市交通あるいは公営企業のガムをなしてまいつているわけです。これについてあなたの御意見をお聞きしたいと思います。

○柳説明員 この法律は、現在すでに実施機関でございますところの審議会がなくなつております。ために、手続上全然実効がないわけでござります。それで、ただいま廃止したらどうかというお

話でございますが、これは将来ともこれが必要があるかどうかということを十分検討いたしました。そこで、廃止も含めまして検討したいと思つております。

○依田委員 そんなことはおかしいですよ。もう審議会がなくなつてからだつて二十三年たつておるのです。しかも、いまだに生かしておくというのはどういうわけですか。要らないなら要らないで切つちやつたらどうですか。私どもの質問があつたので、廃止のことも含めて将来に向かつての必要度合いを検討いたしますと、法律の精神だけは生きとこなれば必要だ、使い方にはないけれども、これが形だけはりっぱに生きておる、手続の欠缺があるからこれはどうにもならないけれども、理念だけは生きておる。法律の精神だけは生きとこなれば必要だ、使い方にはいかない、こういうお話ですか。

○柳説明員 先ほど申しましたように、この法律は現在のところは手続上は何も行なわれておらないわけでございます。ただ将来ともこれが必要があるかどうかということを検討の上で、廃止するなり何なりを含めまして検討いたしたいと思います。

○依田委員 これは二十三年もお考えになつて、さらにまたお考えになるということだが、ひとつできるだけ早く結論を出していただきたいと思います。

それから、関連をしてお聞きしますが、これは自動車の関係ですが、道交法のときに調べたのですけれども、自動車の保有台数と、その自動車が一台当たり四平米ですかの面積を占めるとして、東京の場合には全道路、国道、都道、区道も入れまして、その道路面積と比較しますと、ほとんど七、八割までが自動車で埋まつてしまつという結果が出ておるわけです。ですから、今回自動車取扱税をつくつて五百億ばかりの金を各地方へ回して、地方道も整備しなければならぬということを聞いておるわけですね。もしあなたのおっしゃるように、これが援用されないなら、やめちゃつたらどうですか。法律を廃止したらどうです。どうしてこれを昨年も改正し、何か昭和三十七年にも改正し——関係法令の改正に伴う必然的な改正かもしれませんけれども、これがいま都市交通あるいは公営企業のガムをなしてまいつているわけです。これについてあなたの御意見をお聞きしたいと思います。

○柳説明員 この法律は、現在すでに実施機関でござりますところの審議会がなくなつております。ために、手続上全然実効がないわけでござります。それで、ただいま廃止したらどうかというお

は行き詰まりが出てくるのではないかと思うわけです。そこで、この際、おわかりでしたら、乗用車の全台数と、同時にバスの台数、増加の比率、これを含めて、運輸省として大衆輸送機関としてのバスと個人の輸送機関としての普通の乗用車との関連について、将来的展望をお聞かせ願いたいと思います。

○菅川説明員 現在の自動車の増加状況でござりますが、年度末で比較いたしますので、昭和三十年の三月と四十二年の三月とを比較いたしますと、全国の自動車台数は三十八年三月末が約四百九十二万台、四十二年三月末が九百六十四万台、約二倍の増加ということになつております。そのうちで、いまお話しのバス関係だけを見ますと、三十八年三月を一〇〇といたしますて、一二三というような増加の状況でござります。

それから、大都市という問題がござりますので、東京だけについて申し上げますと、昭和三十年三月は全体で約八十四万台、四十二年三月で約百三十八万台、六五%の増加でござります。バスのほうは、営業用バスでございますが、大体横ばい状態でござります。こういう自動車の増加状況から申しますと、一般的の車が非常にふえてくるという状況がうかがわれるわけでござります。

まあ将来的展望ということでございますが、現在お話しのように、大都市では非常に道路混雑というところでバスの運行本数なども低下をしているというようなことで、いろいろ問題が発生しておるわけでござります。しかしながら、バスはバスとしての将来の輸送分野、その輸送使命があるものと考えております。大都市における通勤、通学ともに、そういう高速鉄道に至る駅までの輸送とともに、あるいは私鉄等の高速鉄道がその主体的な役割りをなすものと考えますが、いろいろ都市の発展とともに、そういう高鐵道に至る駅までの輸送と車の全台数と、同時にバスの台数、増加の比率、これを含めて、運輸省として大衆輸送機関としてのバスと個人の輸送機関としての普通の乗用車との関連について、将来的展望をお聞かせ願いたいと思います。

○依田委員 自治省にお伺いしますが、大体、公営企業といふものは、公益性と独立採算と全く矛盾をする二つの要求の上に置かれておるので、私もする二つをどちらかはどちらにもならぬけれども、理念だけは生きとこなれば必要だ、使い方にはないけれども、これが形だけはりっぱに生きておる、手續の欠缺があるからこれはどうにもならないけれども、理念だけは生きとこなれば必要だ、使い方にはいかない、こういうお話ですか。

○柳説明員 先ほど申しましたように、この法律は現在のところは手續上は何も行なわれておらないわけでございます。ただ将来ともこれが必要があるかどうかということを検討の上で、廃止するなり何なりを含めまして検討いたしたいと思います。

○依田委員 これは二十三年もお考えになつて、さらにまたお考えになるということだが、ひとつできるだけ早く結論を出していただきたいと思います。

それから、関連をしてお聞きしますが、これは自動車の関係ですが、道交法のときに調べたのですけれども、自動車の保有台数と、その自動車が一台当たり四平米ですかの面積を占めるとして、東京の場合には全道路、国道、都道、区道も入れまして、その道路面積と比較しますと、ほとんど七、八割までが自動車で埋まつてしまつという結果が出ておるわけです。ですから、今回自動車取扱税をつくつて五百億ばかりの金を各地方へ回して、地方道も整備しなければならぬということを聞いておるわけですね。もしあなたのおっしゃるように、これが援用されないなら、やめちゃつたらどうですか。法律を廃止したらどうです。どうしてこれを昨年も改正し、何か昭和三十七年にも改正し——関係法令の改正に伴う必然的な改正かもしれませんけれども、これがいま都市交通あるいは公営企業のガムをなしてまいつているわけです。これについてあなたの御意見をお聞きしたいと思います。

○柳説明員 この法律は、現在すでに実施機関でござりますところの審議会がなくなつております。ために、手續上全然実効がないわけでござります。それで、ただいま廃止したらどうかというお

のと考えます。ただいま申し上げましたように、いろいろ道路交通の混雑とか、そういう外部的な要因といふものがいろいろござりますので、そちらについて市交通全体の立場として改善をはかり、バスが十分にその使命を生かされるよう努めましてまいる、こういうぐあいに考えております。

○依田委員 そんなことはおかしいですよ。もう審議会がなくなつてからだつて二十三年たつておるのです。しかも、いまだに生かしておくというのはどういうわけですか。要らないなら要らないで切つちやつたらどうですか。私どもの質問があつたので、廃止のことも含めて将来に向かつての必要度合いを検討いたしますけれども、それだけは生きとこなれば必要だ、使い方にはないけれども、これが形だけはりっぱに生きておる、手續の欠缺があるからこれはどうにもならないけれども、理念だけは生きとこなれば必要だ、使い方にはいかない、こういうお話ですか。

○菅川説明員 現在の自動車の増加状況でござりますが、年度末で比較いたしますので、昭和三十年の三月と四十二年の三月とを比較いたしますと、全国の自動車台数は三十八年三月末が約四百九十二万台、四十二年三月末が九百六十四万台、約二倍の増加ということになつております。そのうちで、いまお話しのバス関係だけを見ますと、三十八年三月を一〇〇といたしますて、一二三というような増加の状況でござります。

それから、大都市という問題がござりますので、東京だけについて申し上げますと、昭和三十年三月は全体で約八十四万台、四十二年三月で約百三十八万台、六五%の増加でござります。バスのほうは、営業用バスでございますが、大体横ばい状態でござります。こういう自動車の増加状況から申しますと、一般的の車が非常にふえてくるという状況がうかがわれるわけでござります。

まあ将来的展望ということでございますが、現在お話しのように、大都市では非常に道路混雑というところでバスの運行本数なども低下をしているというようなことで、いろいろ問題が発生しておるわけでござります。しかしながら、バスはバスとしての将来の輸送分野、その輸送使命があるものと考えております。大都市における通勤、通学ともに、そういう高鐵道に至る駅までの輸送とともに、あるいは私鉄等の高速鉄道がその主体的な役割りをなすものと考えますが、いろいろ都市の発展とともに、そういう高鐵道に至る駅までの輸送と車の全台数と、同時にバスの台数、増加の比率、これを含めて、運輸省として大衆輸送機関としてのバスと個人の輸送機関としての普通の乗用車との関連について、将来的展望をお聞かせ願いたいと思います。

○依田委員 自治省にお伺いしますが、大体、公営企業といふものは、公益性と独立採算と全く矛盾をする二つの要求の上に置かれておるので、私もする二つをどちらかはどちらにもならぬけれども、理念だけは生きとこなれば必要だ、使い方にはないけれども、これが形だけはりっぱに生きておる、手續の欠缺があるからこれはどうにもならないけれども、理念だけは生きとこなれば必要だ、使い方にはいかない、こういうお話ですか。

○柳説明員 先ほど申しましたように、この法律は現在のところは手續上は何も行なわれておらないわけでございます。ただ将来ともこれが必要があるかどうかということを検討の上で、廃止するなり何なりを含めまして検討いたしたいと思います。

○依田委員 これは二十三年もお考えになつて、さらにまたお考えになるということだが、ひとつできるだけ早く結論を出していただきたいと思います。

それから、関連をしてお聞きしますが、これは自動車の関係ですが、道交法のときに調べたのですけれども、自動車の保有台数と、その自動車が一台当たり四平米ですかの面積を占めるとして、東京の場合には全道路、国道、都道、区道も入れまして、その道路面積と比較しますと、ほとんど七、八割までが自動車で埋まつてしまつという結果が出ておるわけです。ですから、今回自動車取扱税をつくつて五百億ばかりの金を各地方へ回して、地方道も整備しなければならぬということを聞いておるわけですね。もしあなたのおっしゃるように、これが援用されないなら、やめちゃつたらどうですか。法律を廃止したらどうです。どうしてこれを昨年も改正し、何か昭和三十七年にも改正し——関係法令の改正に伴う必然的な改正かもしれませんけれども、これがいま都市交通あるいは公営企業のガムをなしてまいつているわけです。これについてあなたの御意見をお聞きしたいと思います。

○柳説明員 この法律は、現在すでに実施機関でござりますところの審議会がなくなつております。ために、手續上全然実効がないわけでござります。それで、ただいま廃止したらどうかというお

を含めて、「一体どこからどこまでが公益性があつて、あとは独立採算で、民間の企業と競争すべきである」ということについて、これはもう審議会等を通しまして答申が出るまで、これは原局は自治省でありますから、自治省の担当局でもつてこの数字についてはさんざん検討なさつておると思われますので、そういう意味でここで御答弁願いたいと思います。

○細郷政府委員 公営企業は、御承知のように、一方で公共性を維持しなければなりませんし、他面では、いわゆる企業性というものを追求していく立場にあるわけでございます。したがいまして、一般の私企業とは全く同じではないと思います。そういう意味におきまして、公営企業の存立するためには、現在負担区分といったような制度によりまして、一般会計からの負担分もきめられたるものについては持っていく、こういうような仕組みをとつておるわけでございまして、また現実の問題としまして、一般企業でありますれば利益追求の結果、配当といったようなものも考え方なればならないわけでありますから、現実問題としておはなれないわけでもあります。したがいまして、公営企業としてはなかなかそこまで及ばない、というのが現状であろうかと思います。また、規制の面におきましても、いろいろ違った扱いを受けておるのでござります。したがいまして、公営企業というものは、そういう意味において民間と同じでありますけれども、やはり過ぎてることだと思うのでござります。そういう意味で、公営企業はその中間に位置するものでござりますので、その限界をどこに引くかということはなかなかむずかしい問題でござります。私ども考え方としては十分わかつておりますけれども、では幾らまでが公共性で幾らまでが企業性の範囲に属するかということを具体的的な数字で示していくということは、なかなかむずかしい問題であるうと思ひます。いまおあげげたなりましたような路線ごとの採算ということを考

えることももちろん必要なことだと思います。それだけで公営企業の持つております二つの性格を区別をするということも、はたして適当かどうかか。なお、それが一つの基準になることは認めますが、それでも、それだけで判断することは、必ずしも個々の団体にとつて適當かどうかは問題である。また、いまおっしゃいましたように、バスの乗客数を得られていないといった問題もございます。

〔委員長退席、大石(八)委員長代理着席〕

こういった問題を公営企業のワク内だけで全部処理するということは、たびたび指摘されております。すように、むずかしい問題でございます。やはり、たとえば東京について言いますならば、東京都を中心とした交通機関の整備、交通網の整備ということに対して真剣に取り組んでいくべき段階である、そういうことによって問題の解決の糸口を見つけるべきではなかろうか、かようにもう少し数字的なものを聞きたかったわけです。というのは、百二十六系統のうち百十九というのですから、希望を持つておるバランスですね、これはバスでさえも、たとえば東京都で運営の場合には、ほとんど九割近く不採算路線になつているわけですね。それが全部企業努力によつて埋められるものであるのか、可能性があるものであるのか、それとも、これは社会情勢の変化や経済情勢の変化、都市構造の変化によつて――これはいま十四キロでしか走れないのです。先ほどの申しましたように自動車で埋まつてしまふわけですから、その中で無理して走つておつたら会社がどうなつぶれてしましますから。しかし公営なるがゆゑ、宅地の造成でもつくるか、

に、この二十三区の中に、先ほど申し上げました調整法によつて、そこからはみ出ちやいなければ、いうことでもつてやられておるわけです。ですから、百一十六のうち百十九不採算路線であるが、どこからどこまでは公共のためにこれは不採算で、あつてもやむを得ぬ、残置すべきもの、言いかえれば、これは国なり自治省なりが全力をあげて応援すべきもの、あと何%はこれは企業体の企業努力なり内部の努力によつて解消すべきものということがはつきりいたしておつて、初めて私は、自治省がいろいろ政令をつくつてみたり、たとえば経営負担区分の政令をいろいろつくつて、この仕事とこの仕事は公共企業体にまかせてよろしい、これはまかせられないというようなことを判断してみたり、そういうものになつてくると私は思うのですが、そういうことで、ぼくのほうではよくわからぬのですよ。私もいろいろ調べてみたのですが、どうしてもわからぬ、私のほうは時間もないし資料もないから。しかし、たとえば小田急なり西武のキロメートル当たり単価の中における人件費の構成を見てもらえればすぐわかるわけですが、それだけは若干は高いところもあるでありますよう。しかし、肝心の走つておるキロメートルが半分くらいしか走つておらぬのですから、当然それはもう一万や一万五千のあれだから、たゞそれにはね返つてくれば解消されるわけですね。そういうように考えていつて、いまの公営企業のうち、一体どれだけが数字を裏づけとして公益性があり、どこからどこまでが独立採算の努力によって、企業努力によつて解消できるはずなんだから、不採算でも何でもやらしているのだから、では再建計画でも何でも締めていく、しかし、ここからここまでにはつきり負担区分でも何でも、政令の内容も再検討して、これは公益性のものだ、そこに限界を置きまして、そこまでは自治省でこれをひとつ守つていこうということだと私は思うのですよ。たとえば、一例に私がたまたま手に入れました資料で、百十九系統ありますが、百十九のうちどこからどこまでが不採算で、どこからどこまで

までは、これはどうしても公共企業体なるがゆえに、赤字であるが維持しなければならぬ、これは公共の福祉のために保持すべき路線であるという数字が、自治省にはあるはずだと私は思うのですが、その点を重ねてお聞きします。

○細郷政府委員 非常に大切なことであらうと思います。ただ、東京都一つを見ましても、いま御指摘のどの路線が赤であるか黒であるかといふことは、単に実績の上からだけこれを見るにとよって判断すべきであるかどうか、そのことと自体にも実は問題があると思います。あまりにもいろんな要素が集約的に表現されておる関係もござります。そういう意味で、私はやはり先ほど来出ておりますような、以前からございます陸上交通事業調整法といったような考え方から脱皮して、新しい段階で都市交通の問題は考えるべきであろう、これは全く私個人の考え方ではございませんけれども、そういう気持ちを実は持っております。しかし、そういういた抜本的な問題に着手して全局をつかんで、という前に、さしあたって処置をすべきことも、あるのではなくらうかというところから、いま交通再建というようなことに実は取り組んでおるわけであります。バスの運行能率が悪いということなどにつきましても、たびたび御指摘がありますように、もう少し路面交通におけるバスの優先通行といったような問題についても、私どもさしあたつての問題としてもっと力を入れるべきことがある、こういうふうに思つておりますので、問題を一つ一つ整理しながら順次近づいてまいりたい、こういう気持ちであります。

むを得ざる原因である。あとの六十本は企業努力が不足なんだ、だから五十対六十の割合でもって縮めつけるぞ、そしてそういう割合でもって企業で——どこでもいいですけれども、負担区分もきめるぞ、政令もそういう根拠に基づいていまはほとんど目ぼしい負担区分の政令はないですね。たとえば病院の場合は看護婦の養成事務、伝染病の医療費、救急医療費、集団検診以外は全部だめ、それから水道は公園と公衆便所だけ、あとは一切都是、いろいろやつておるわけですね。軌道の場合は、撤去費と修繕費だけということです、あとはいろいろ貸し付けたりなんかしてめんどうを見ているかも知れませんが、政令内容はそうなつておるわけですね。これは十七条の一項ですが、そういう客観的なデータに基づいて、百十九の路線のうち、つかみでもいいですよ。六十本はこうだ、あとはこうだ、病院なら、この病院の何%は公共性がある、あとは、医者の給料が高いから採算がとれないのだ、あるいは患者の数が少ないから採算がとれないのだ、いろいろな問題があると思うのですよ。それを完全に裏づけとしてこの委員会で説明をして、これは俗に言えば公共率何%、だからこれだけ補助します、これはゼロだから、ともかく再建計画を通してとことんまで縮めつけます、これならば、私は各六千幾らの公共企業体の、赤字を申請している団体は、全部じやありませんけれども、納得をして、これは自治省のおつしやるとおりやつていくと思うのです。そういうことじゃなく、質問している私と同じように、ばく然と、公共性と独算性の理念は矛盾するから調和をとりながら指導いたします、というようなことでは、大体そんなことはお駆廻さんにもできないことなんだ。その点を、もうちょっと局長さんの専門家らしい御答弁をひとつ聞かしてください。

いきましても、それからあとは企業努力とか経営努力とか、あるいは時の情勢とか、いろいろな外的な要素が加わっておるよう聞いております。公営企業におきましても、多少、先ほど来申し上げました基本の性格は違うといったましても、やはりそういった問題をかかえていると思います。逆に言うならば、民間の場合より以上にむずかしい問題をかかえているのではないだろうか、こういう気持ちがいたしております。したがいまして、私どもも公営企業の長い将来を考えますときには、いま御指摘のありましたようなことにつきましても、基準というものを考えてみたいというような気持ちは持つておりますけれども、何ぶんにも、たとえば東京のバス事業一つをとりましても、いまおっしゃったように、幾つの路線があつて幾つの路線が採算性があるといいましても、またその出し方 자체にも問題があるわけでござります。したがいまして、これは私どもとしても将来にわたっての検討の題目だと思いますが、さりとて現実の交通事業 자체はどうかといえば、そのときにおいて一つ一つ打つ手があるべきではなかろうかというふうな気がいたしますので、現在の段階では先ほど申し上げたような考え方の指導をいたしておる、こういうことでございま

でつかんでおる努力内容からいくと、たとえば百十九路線のうち、一本なら十本赤字から黒字にさした、しかし、うちのほうのデータからいくと、二十本が黒字になつてよろしいはずだ、八〇本まで認めましよう、あとはだめですよ、またさらに十本努力しなさいとかなんとか、大まかな基準か何かあつてやつていると私たち納税者は実は信頼をしておるわけですよ。しかし、いまお聞きしますと、えらい人が何となく政令をつくって、そして大体この辺の目安でもつてずっと全国的に指導しようじやないか、あれだらう、これだらうという形でやっておるということになりますと、困つた問題だと私は思うのです。

たとえば、例を二、三申し上げます。それは三多摩のほうへ団地ができまして、都の費用をかけて都の公園をつくって、多摩動物公園をつくったわけですね。その中でライオンをお客に見せておるわけです。その中で放し飼いのライオンを見せおるバスがあるのです。東京都の動物園の中には、三多摩ですよ、都費でもつてつくった動物園の中を走らせるバス、これが都営バスと思つて、子供を連れて行きましたら、これが京王のバス、私鉄のバスなんですね。なぜかといつたら、調整法があるから、東京都に三多摩をやらせるわけにいかぬ、東京都は二十三区の中で、込んでいけるところをやりなさい、外に出た場合には、都の施設であるうと何であるうと、走るものは全部都営では困る、これでもつてライオンを見る人は全部京王か小田急のどちらかのバスに乗つておるわけです。

また、再建五カ年計画をやっておるわけなんですが、ずいぶん路線を撤去いたしております。たとえば金杉から八重洲までの路線を撤去するということになると——これは取つてもいいです、それは五カ年計画に基づきますから。ただ肝心のこちらの渋谷のほうから金杉に出る路線のお客が、その車がなくなつたために、がたつと乗らなくなつてしまふのですね。こま切れですから、連絡がないから——代替バスが入つておるだらうとい

字がたいへんな金額でもって再建計画の中にはね
返ってきておる。

時間がありませんから、一つ一つ聞きたいので
すがまとめてお聞きいたします。あといろいろあ
りますが、その二点だけでもお答えを願いたいと
思います。

○細郷政府委員 多少私が基本的なことを申し上
げ過ぎたのかもしれません。現実的なことになり
ますと、いまの段階におきまして、やはり経営
者としては、一本一本の路線が、これは採算が合
うであるうか合わないであろうか、かりに合わな
いとしても、これは路線をつけなければいけない
であろうかという検討は十分いたしまして、そう
してそれを企業体全体として集めて全体の判断を
する、こういうことであるわけであります。どう
しても採算が合わないということの原因が、乗客
数が非常に少ないのだというようなことになつて
まいりますと、その路線の存廃問題にまで及ぶこ
とであろうと私は思うのでございます。したがい
まして、現実にやつてまいりますときには、いろ
いろおっしゃつたようなこまかいデータを積み上
げてやつて来いるわけでございますが、最後の判
断をいたしますときには、先ほど申し上げました
ような包括的な判断がやはり必要ではなかろう
か、こういうふうに考えるわけでございます。

なお、ただいまの動物園云々の問題は、私も現
実の問題を承知をいたしておりませんので、よく
調べた上でまた御連絡申し上げます。

○依田委員 調べ直してもぼくの言うとおりなん
です、動物園は。これは私は子供を連れて見て見に
いつてきましたですから。たとえば三多摩の青梅か
ら荻窪まで一日六本の路線がある。八王子から新
宿までの路線が一本あります。これは九千万円足
らずの赤字になつておるので。しかし、これは
廃止するわけにいかないのでよ、地元の陳情も
あり、いろいろの諸情勢からいって。こういうも

のをかかえ込んでおるとどうぞ。

それから、もう一つ負担区分の問題に一言だけ触りますが、これはぜひ行政令を拡大をしてもらいたい。われわれのほうでは重要な要求になつておられます。たとえば苫小牧に一つの例があるのです。が、スクールバスをやっておるわけなんです。このスクールバスは生徒が登校、下校のときに乗るだけで、あとはお客さんがないのです、いかでありますから。苫小牧は御承知のように三十万都市をつくるといふことを前提にいたしまして非常に遠くまでいりまして、苫小牧の市営交通の赤字の原因に相當寄与といふか関係があるわけです。市議会でも何はないか、こういうことでこれを現在やつておる問題になつてゐる。こういうことを自治省にお聞きたいわけなんですが、この赤字が非常にね返つてしまつたとしても、これは政令の内容に書いてないのだから、そんなことはだめだ、こういふふうに一言でけられるわけです。この負担区分の問題は、十七条の二ですが、これはぜひひとつこの機会に何とか拡大をするように御努力を願いたい。そういう角度から局長の最後の御答弁をお聞きいたしまして、私は質問を終わりたいと思います。

○細郷政府委員 苫小牧の場合はよく実態を調べて考えたいと思います。

○太田委員 関連して……。

○大石(八)委員長代理 太田君、簡単に願います。

○太田委員 それは、委員長、簡単にやりますけれども、大事な問題を、答え方がなつておらぬまことに半日やら、聞いておつたつて、こんなつまらぬことやつたって意味ないじやありませんか。何ですとか、この質疑応答は、細郷さんも簡単におっしゃればよろしい。たとえば公営企業のバスが動かなければよろしい。たとえば公営企業のバスが動かなければよろしい。たとえば動くようによつて路を確保する、交通規制といなば動くようによつて優先通行をはかるようにしたいたと思うといつたつて、将来の話ぢやない。いつでもできる話

を、なぜそんなのんきなことを言つておるか。そしておいて、さあこのバスはだめだから、赤字のところにある者は、赤字というその条件に縛られて給与は低くあつてしかるべきだ。一般会計から繰り入れは認めない。どこにいま東京なら東京、大阪なら大阪の公営企業の電車なりバスなり

すべきじゃないか、そういう考え方でいいですか。
○細郷政府委員 私も別にこの法律を曲げて読もうとは思つておりません。したがいまして、具体的に申しますれば、現在の給与というものの水準が、一体その企業として、あそこに書かれております諸条件に適合しているかどうかということになります第一に考えるべき問題である、こういうふうに思います。

に——やめちやうつもりですか。運輸省の都市交
通課長がいらっしゃるから、聞いてみたい。あなたのはうと両方で、あんなのじやまだからやめる
というのならやめるとおっしゃってください。そ
んな魅力のないところにおるということに対し
て、みんな非常な不安と失望を感じておるじやあ
りませんか。もつと公営企業本来の目的に目ざめ
て、勇躍して職場につくという、その勇気と魅力
とを与えるということをなぜあなたはおっしゃら
ないのか。やめるならやめるとおっしゃってくだ
さい。そのほうが早いじやないです。東京都
は、もうそんな赤字のやつはやめるのだ、こうい

うことをほつきりおこしやるなら、それはまたほ
くはみんなとかわる職場を考えますよ。そういうや
ないでしよう。公営企業といふものは置かなければ
ばならぬのじやないですか。どちらですか。健全
な育成をはかるのか、それともはからなのか、
これはどちらです。

○細野政府委員 私は、やはり公営企業の将来に
わたくちの健全な発展をはかりたい、こういう気
持ちでございます。

○太田政見 しかばに東京都に移をとるが、だんだん動けなくなるバス、だんだん乗らなくなる電車、全部が赤字であるところの企業、これをどうやって救ふ。将来の育て方と寺つておう。

していかが、半米の青空真持ておもにまが
○細姫政府委員 御承知のように、電車も利用者が
が減ってきてうまくいかないというようなことか
ら、さうしてつてバスと云ふをしていくと、もう方

送力あるいはスピードという点で問題がございま
すので、地下鉄も東京についてはもうひと整備して

い、こういうふうに思つております。
そこで、地下鉄につきましては、いまのままで
は財政負担その他から見てなかなかやれない、こ

う思いますために、地下鉄について特別な財政支援を申請しますか、そういう方式をつくりたいと思います。いま一生懸命努力いたしております。

○太田委員 地下鉄の従業員は、その地下鉄がどんなに赤字でも、交通営団ないしは東武鉄道、東

急、京浜電鉄等の従業員以上の待遇を保障するのですね。

○細郷政府委員 地下鉄に際して、その建設費に国なりあるいは関係の地方団体が応援をするということは、その事業自体を将来建設することによって、都民なり市民の生活に貢献をしていくことでございまして、そのことだけから、直ちに人件費の問題だけに結びつけて考へているというわけではございません。

○太田委員 私はこう思うのですよ。都営の地下鉄ができる、やはり線路あり、車両あり、駅あり、そしてその運転あり、これは當局とちつとも変わりませんよ。変わっているのは何ですか。従業員に対する待遇が、自治省がとやかく申されるために、公営企業法を非常に厳格に解釈して、あまり上がらないという将来の暗い展望を従業員各位が持つておるということです。これは赤字にきまつておるじやありませんか。いまのままなら、何年先になつたら黒字になるのですか。見通しはあるのですか。たとえば五年しんばうなし、公営企業の交通関係労働者よ、五年しんばうしないさい、五年先になつたら花咲く賃金を保障しますよ、こうあなたがおっしゃるなら、これは別で、皆さんに期待はしますよ。

○細郷政府委員 地下鉄の援助につきましては、私ども何とか実現をしたいというふうに思っております。ことしも予算の際に議論をいたしましたが、どうしても関係省との間で意見がまとまりませんで、そこで今度、交通関係開発協議会といふところにおきまして、大都市交通の問題を幅広く取り上げようというふうにいま政府の中で決定をいたしております。そういう場面等を通じてもこの問題の推進に努力したい、こう思つておりま

りますか。

○細郷政府委員 打ち合わせ中でございます。

○太田委員 打ち合わせ中といふのは、いつごろの見通しですか、話のできるのは。

○細郷政府委員 何ぶんにも、相手もございますし、いろいろな立場での論議もございますので、なかなか見通しについては、時期的にはつきりは申し上げかねます。

○太田委員 しかばら、その打ち合わせをなさつていらつしやる骨格について、たとえば電車は別として、自動車だけはこうするとか、どういう方向によつて大衆輸送機関のいわゆるバスの優先通行を確保するという、そのマスター・プランのマスター・プランぐらいあるでしょう。素案の素案ぐら

いあるでしよう。それをちょっとおっしゃつてください。

○細郷政府委員 バスについてはやはり優先通行を何らかの方法で確保しなければならぬと私も考へております。それから、交通機関の充足自体につきましては、やはり地下鉄をもつと発達させることが必要であろう、こういうふうに思つております。さしあたつてその二点を私どもの当面の課題といいたしておる、こういうことでございま

す。

○太田委員 運輸省当局にお尋ねしますが、そういうような総合的な大衆輸送交通機関の優先通行方式について、御相談を受けられたことがありますか。

○菅原説明員 いま自治省の局長からお話しございましたように、従来から政府内に臨時物価対策開発協議会というのがございますが、その事務的なものとして物価担当官会議というの

ます。当面いろいろ、たとえば交通規制上の右折禁止の緩和等の措置は、これは警察当局でござい

ますが、行なわれております。そういう方向をさ

らに推進すると同時に、もう少し抜本的な、大衆

輸送機関以外のいろいろな車の乗り入れ規制を

し、いろいろな立場での論議もございますので、なかなか見通しについては、時期的にはつきりは申上げかねます。

○太田委員 これはいろいろと立法上の問題もございますので、それも含めまして今後さらに検討するということで、先月、臨時物価対策開発協議会でも、企画

画庁のほうから報告がございまして、その方向が

了承されております。今後さらに方策を具体化す

るということでお進んでおりまして、自治省その他各省庁間の打ち合わせもひんぱんに行なわれてお

ります。

○太田委員 それは課長としてその問題にタッチしていらっしゃるのであります。こういうことに付いて御議論なさるならば、それでは何か今まで、こういう点が問題点でござりますと、少なくとも整理された、まとまった案というのはあるのですか。

先ほど先生、大衆交通機関の確保の問題は都管交通の将来問題との関連で深く考えなければなりません

ねといふお話をございまして、まことにごもっともでございます。結局、問題は、東京都その他の公営交通の将来はどうあるべきかという問題に関連いたしまして、先ほど自治省側から申し上げま

したように、路面電車の将来ということを考えま

すと、これは現在でもかなり大きな輸送力を持

ち、大衆の足としての活躍をしておるわけでござ

りますが、しかしながら長い目で見た場合には、

これはやはりだんだんに他の交通機関に変わってお

ります。

○太田委員 これはやはりだんだんに他の交通機関に変わっておる、確かに、そういう趨勢にあるであろう。その場合に、そういう

ことはやはりだんだんに他の交通機関に変わつてお

ります。

○太田委員 これはやはりだんだんに他の交通機関に変わっておる、確かに、そういう趨勢にあるであろう。その場合に、そういう

ことはやはりだんだんに他の交通機関に変わつてお

ります。

○太田委員 これはやはりだんだんに他の交通機関に変わっておる、確かに、そういう趨勢はあるだろう。その場合に、そういう

ことはやはりだんだんに他の交通機関に変わつてお

ります。

ございまして、したがつて、いま運輸省として考えております路面交通機関の確保の問題といたしましては、先ほどちょっと申し上げましたが、バスの優先通行の確保、そのためには、たとえば一般の右折禁止をしておるような区域について、バスについては特別に右折禁止の制限を排除するというようなこと。それから、たとえば特定の路線につきまして、一般の自動車の制限をする。時間帯別に一定の車の乗り入れを制限をするというような、他の自動車の道路についての乗り入れの制限と、それからさらに、混雑をする地域におきまする、たとえば都心部の一定の区域の道路における一般自動車の駐車禁止の問題といふようなこと。それから、その他鉄道の駅等への乗り入れの規制といふような問題、いろいろな方法によりまして大衆交通機関を確保しなければならない。電車につきましても、当然路面内通行の禁止ということをできるだけ進めていくということによりまして、電車自身の通行も確保していくといふような方向でやつていかなければならぬわけございまして、こうした各方向の問題につきまして、私ども運輸省並びに警察庁、自治省、経済企画庁その他等々、よりより事務的な相談を詰めておるというのが現状でございます。私どもといたしましては、何とかしてそういう基本的な線で輸送上の面におきましても支障のないようにしたいし、さらには、それによって公営企業の健全な維持というのにも役立たせたい、このように考えておるところでございます。

き者は救われないというわけですから、この際、いさぎよく過去のやり方から脱して、大衆交通機関優先主義にまではほんとうに立ち返ることができるなら、バス、都電、市電等の公営企業従業員の前途はまことに花咲くバラ色時代が私は予見されるとと思う。それが両三年なんて長いことを言わないで、これはことしじゅうにめどをつければ黒字になりますよ。黒字になつて、あなたも黒字になつたか、それじやんじやん給料を上げてもいいぞ、こういうことになると思うのです。今まで黒字のときには、適当によその一般行政職と同じに押えておいて、赤字になつたらだめだめなんて、ちょっとまま手抜いし過ぎると思うのですね。そのようなことのないよう私にお願いしたい。細田次官いかがですか。ことしの秋一ぱい、通常国会までには、大衆交通機関優先主義を目鼻をつけて実現する、こういう決意をお持ちでございましょうか。いかがですか。大臣にかわつて御答弁をお願いいたします。

○細田政府委員 私は年来大衆交通機関を大切にし、そうしてこれをむしろ育てていくという方向でなければ都市交通の問題は解決しない、長年そういう持論であります。いろいろ駐車禁止の問題、あるいは部分的な交通制限の問題等については、去年実施いたしました。しかし、この程度では、東京、大阪、そういった大都市についてはまだ不十分である、かように存じておりますから、これは一日でも早いほうがよろしい、かように思っております。どうしてもこれはやらなければいけぬかぬ、かのように思つておりますので、秋からとていうようなことでなくして、これは警察庁のやり方の問題もあります。これは一般大衆からは相当文句が出てまいります。たとえばトラックを押さえれば、これははね返つて運賃が上がるから物価が上がるもので、いろいろな面からの反対がござりますから、そんなことがなければすぐやつていいけるでしよう。しかし、これは太田先生は専門家で十分御承知でござります。そういう事情がありまして、やはり大衆交通機関の優先確保と

いうものはやらなければいかぬ、私はそう思つておりますので、できるだけ早く交通関係閣僚協議会で結論が得られて、一般の方々には多少迷惑はかかる。この迷惑は最小限度で効果があがるような方法を講ずべきだ、かように存じておりますので、私も一生懸命やります。

○太田委員 では最後に、これは次官、お話をわからぬのですが、ひとつ夏過ぎたら秋までには実を結んでいただきたいと思う。そのためには運輸省、建設省、大蔵省、自治省、警察庁、それから総理府、経済企画庁等の関係閣僚の十分なる下打ち合わせが必要ですね。そうして、いまの交通開闢協議会といふような場もさることながら、いまの公営企業をどうするかという、その基本的な命題を中心とした具体案というものを作り、かにひとつ策定してほしいと思う。それは細郷さんの腕だと思うのだ。細郷さん的人相から見ればうそは言えないと思う。それだけに、言いたいことがあるつても、条文だけをお読みになるからわかれてもわからない。われわれにわからなければ国民にわからぬ。これはたいへんだと思うのですね。地方財政計画を立てていっても、一応の財政計画であり、一応の交付税ではあっても、いまも危機に瀕しておる地方公営企業の交通財政をほんとうに再建し、都民、市民の足を確保する、従業員の心配、労働条件の心配は解消するという確言がない限りは、われわれは心配でしようがないので、すみやかにその関係閣僚の意見をまとめて御発表ありますように御期待します。

○細谷委員 関連して簡単にお尋ねしますが、先ほど来依田委員の質問に対し、どうもはつきりしない。せんじ詰めて言いますと、細郷局長のことばは、現在の地方公営企業法というのがあるのだから、そのワク内でやる以外はない、これは官僚としてはしごく当然でありましょう。しかし、今まで議論してきたように、現在において都市交通というのはどうあるべきかというあるべき姿、交通規制の問題、あるいは都市交通の建設の問題、そういうような問題について

ての結論といふのはまだ出ておらない。ところが、その一端として地下鉄というものを増強せなければならぬということで予算を要求したけれども、残念ながら大蔵に切られた、実現をしておらない。明らかに地下鉄はつくればくるほど損だ、五十億円もかかるわけでありますから、とてもそれは立っていきません。しかも現状において、依田委員の質問に非常に詳しくありましたたが、公共団体がやっている事業でありますから、公共性といふものと企業努力で解決すべき部分といふものについて、かいもく見当がついてないわけですね。にもかかわらず、十七条というのを――そういう公共性といふものが一体今日の赤字のどういう部分を占めておるのか、企業努力で解決されなければならぬ部分はどういう部分を占めているのか、そういう問題についてのマクロ的な解決すらもなされておらないのにかかわらず、言ってみますと、何もかにも未解決のままの現状において、地方公営企業法がござります、その十七条の一項にはこう書いてございます、二項にはこう書いてあります、十八条にはこう書いてあります。だからできないのです、こういう形で現在地方公営企業の再建を押しつけているわけであります。が、これでは、あなた方自体が非公式に言っておるよう、現在の社会、経済の激変下における地方公営企業の法律そのものが現状に即しておらぬ、こう申さなければならぬわけであります。私は、端的に言つて、いま言つたような公益性といふもの、企業努力にまつべきものがどうあるべきかという、マクロの姿が具体的に描かれて、十七条の問題が具体的に解決する、都市交通はどうるべきか、今後どういうふうにやっていくのだ、こういう問題が解決するまでは、現在の法律といふのは、やはり公益事業でありますからがんじがらめの独算制という形で押しつけることはよろしくない、法律を改むべきだ、それが現状に即しているのだ、こういうふうに申さなければならぬと私は思うのですよ。政務次官いかがですか。現状を無視した地方公営企業の独算制を强行するところ

るに問題がある。現状の解決の与えられないところで十七条の一般会計との負担区分を押しつけているところに問題があるわけでありますから、これを解決しなければならぬですよ。そう思うのですが、ひとつ政務次官なり財政局長、明確な答えていただかなければ、せっかく長時間かけて依田委員の質問したことは何にもなりませんよ。これをお答え願いたい。

○細郷政府委員 現在は公営企業法で御承知のよう負担区分をきめております。私どもいま見ることは、これは少なくともきめるべきことだ、こういう考え方には立つておるわけあります。それから、公営企業法を全面的にとおっしゃる、これは将来にわたって公営企業法自体をどういうふうに持っていくか、大いに議論のあるところだと私も思つております。先ほど依田委員にお答えをいたしましたように、多少長い目で見ての基本的な問題の所在は、私ども意識をいたしておるわけであります。しかしながら、それだからといひで、現実の公営企業を、ではそれまでほつておいたらいじやないかというには、あまりにも問題があるのじやなかろうか。そこで一步一歩着実な道で行こうということでございまして、公営企業に公共性があることも承知をいたしておりますが、同時に、公営企業たるものにはやはり独立採算というは基本の原則である。これは先般も参考人もういうようなお考えを述べておられたわけあります。そういうたった考え方立つて現実の一つ一つの処理をしておるというのがいまの段階でございます。

○細谷委員 この間の遠藤教授のことばの重大な前提条件を全部たな上げして、結論だけの独立採算制といひ形で遠藤教授のことばを引用するのはよろしくないですよ。あなたが主張しておる独算制と、遠藤教授の言つておる独算制というのは、条件がかなり違つておりますよ。

そこで、政務次官、私が申し上げたいのは、私どもは現状に幾多の解決しなければならぬ点があります。企業努力もいたさなければならぬのであ

ります。しかし、それ以上の大きな社会、経済の激変といひ問題が都市交通におおいかぶさつておる現状においては、やはり独算制といひ形は、公事業といひもの優先するこの事業についてははずすべきだということで、地方公営企業法の法律を現状認識の上に立つて改むべきだという提案を今回いたしておるわけですよ。次官、今までの論議を通じますと、私どもの趣旨に御賛成いた

だくことになるんじやないかと思うのですが、いかがでございましょうか。

○細田政府委員 私、公営企業のうちの交通問題だけについて申し上げてみたいと思います。

昭和四十三年四月十一日印刷

昭和四十三年四月十二日施行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局